

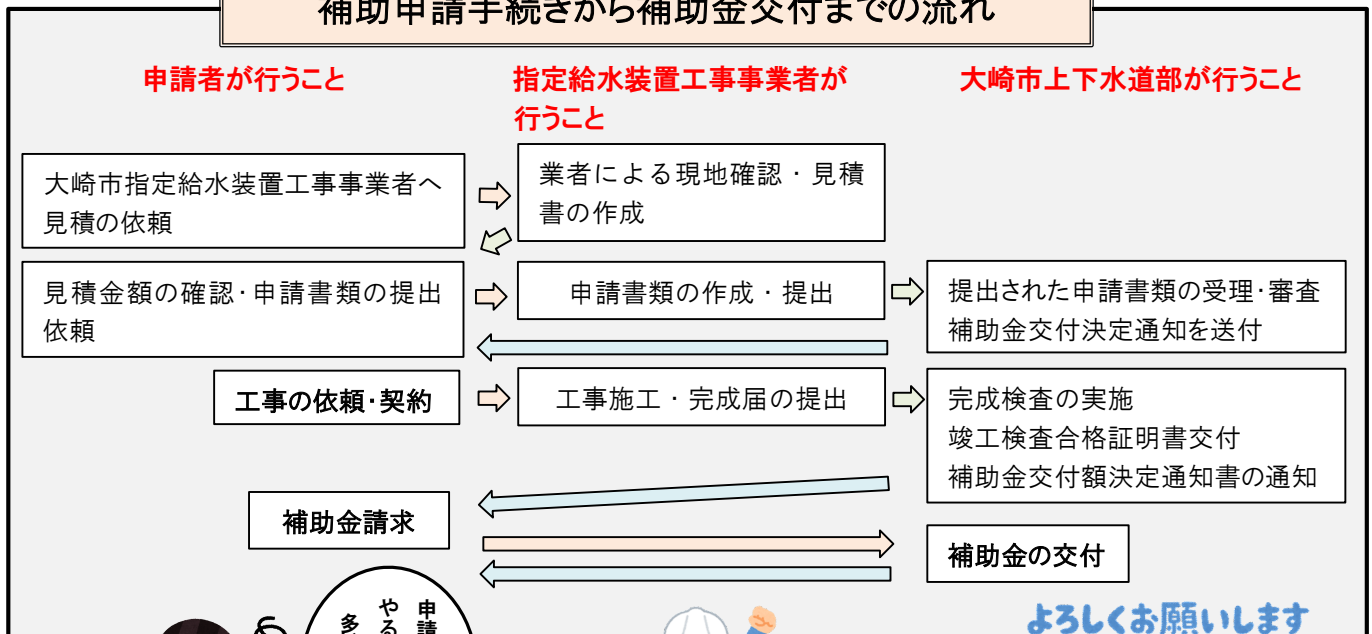
鉛製給水管布設替工事費補助金交付制度を利用して 古い鉛製給水管を交換しましょう！

日頃より本市の水道事業に対しまして、特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本年度実施した水道メーター定期交換業務において、お客様のご自宅に、鉛製給水管が使用されておりました。

この鉛製給水管はお客様の所有物で、その維持管理はお客様自身にお願いしておりますが、老朽化による漏水、出水不良、水質悪化に繋がる恐れがあることから、大崎市上下水道部では一定の基準を設けて、上下水道部の費用にて新しくポリエチレン管への布設替えをお勧めしております。

不明な点がございましたら、下記連絡先へご連絡ください。

補助申請手続きから補助金交付までの流れ



○補助金対象工事の要件

- ①大崎市の給水区域内であること。
- ②大崎市指定給水装置工事事業者が施工するものであること。
- ③施工後における分岐口径及び宅地内水道メーターが施工前と同口径又はφ20mmに増径されるものであること。
- ④水道メーターが、官民境界から1mを超えた位置にあるものは、官民境界から1m以内の位置又は水道メーターの管理に支障のない位置へ移設するものであること。

○補助金対象者

- ①布設工事を行う宅地を所有又は使用していること。(市外の方が所有している場合は登記簿が必要)
- ②市税の滞納がないこと。(市外の所有者に対しては、前年度の納税証明書が必要)
- ③水道料金の滞納がないこと。

○補助金の額

配水管の分岐箇所から敷地内にある水道メーターの建物側へ1mまでの範囲で50万円を限度とする。

※ 補助対象となるのは、あくまで鉛製給水管です。
鋼管等については対象外となります。

(担当)大崎市上下水道部 経営管理課
給排水担当
TEL0229-24-1112